

公益財団法人 福井県アイバンク 賛助会員規定

(趣 旨)

第1条 この規定は、公益財団法人福井県アイバンク（以下「当バンク」という）に設ける賛助会員制度の運営、その他について本規約の定めるところにある。

2 賛助会員制度は、当バンクに対する協力及び資格障害者福祉に理解を深め、当バンクに対する協力及び視覚障害者福祉に理解を深め、当バンクの事業活動の推進に資することを目的とする。

【公益法人福井県アイバンクの主たる事業内容】

- 1：眼球提供者の募集及び登録に関する事業
- 2：角膜移植希望者の募集及び登録に関する事業
- 3：眼球の摘出・検査・保存及びあっせんに関する事業
- 4：眼に関する保健衛生の知識の普及啓発事業
- 5：その他、この法人の目的を達するために必要な事業

(資 格)

第2条 賛助会員の資格を有する者は、本法人の主旨に賛同し、当バンクの事業の円滑な実施に協力するものとする。

(資格期間)

第3条 賛助会員の資格期間は、毎年4月1日に始まり3月31日をもって終了する会計年度とする。但し、賛助会員(団体・個人)からの申し出がない時は自動的に継続する。

(賛助会員に対する事業)

第4条 本法人は、第1条の目的を達成するため賛助会員に対し次の事業を行う。

- 1：当バンクが作成、又は発行する資料等の提供
- 2：その他、第1条の目的を達成するために必要な事業

(入会 と 会費)

第5条 賛助会員になろうとする者は、本法人の所定の申込書にて入会するものとする。

2 賛助会員は、年会費を納入するものとする。

3 賛助会員法人（団体）の会費の額は1口10,000円とし、1口以上を負担するものとする。（但し、年度中途の会費もその年度一期とする。）

4 賛助会員個人の会費の額は1口2,000円とし、1口以上を負担するものとする。（但し、年度中途の入会のその年度一期とする。）

(退 会)

第6条 賛助会員が退会しようとするときには、あらかじめ本法人に届け出て退会するものとする。

(その他)

第7条 賛助会員について本規約に定めのない事項で必要な事項は、理事会の定めるところによる。

附則

本規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。